

経営継続補助金



○目的

新型コロナウイルス感染症の影響を克服するため、感染拡大防止対策を行いつつ、販路の回復・開拓、生産・販売方法の確立・転換などの経営継続に向けた農林漁業者の取組を支援します。

○対象者 **農林漁業者（個人・法人）**

※常時従業員が20人以下

※支援機関（裏面）の支援を受ける必要があります。

○補助上限額

・単独申請	150万円
・グループ（共同）申請	1,500万円

< 補助の対象となる経費 > （単独申請の例）

① 経営継続に関する 取組に要する経費

- ① 機械装置等費
- ② 広報費・展示会等出展費
- ③ 旅費
- ④ 開発・取得費
- ⑤ 雑役務費
- ⑥ 借料
- ⑦ 専門家謝金・専門家旅費
- ⑧ 設備処分費
- ⑨ 委託費・外注費

補助率 **3/4**
補助上限額 **100万円**

② 感染拡大防止 の取組に要する経費

- ① 消毒費用
- ② マスク費用
- ③ 清掃費用
- ④ 飛沫対策費用
- ⑤ 換気費用
- ⑥ その他の衛生管理費用
- ⑦ PR費用

補助率 **定額**
補助上限額 **50万円**

- ・使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ・令和2年5月14日以降に発生し、事業期間中（原則、令和2年12月末まで）に支払が完了した経費
- ・証拠資料等によって支払金額が確認できる経費

要件等は裏面へ

補助要件

「①経営の継続に関する取組」の補助対象経費の1/6以上を次のいずれかに充てる必要があります。

A 接触機会を減らす生産・販売への転換に要する経費

- (例1) 作業員間の接触を減らすための省力化機械等の導入 (※)
- (例2) 作業員間の距離を広げるための作業場や倉庫等におけるスペース統合やレイアウト変更
- (例3) 人と人との接触機会を減らす販売方法 (ネット販売、無人販売など) の開始

B 感染時の業務継続体制の構築に要する経費

- (例1) 人員削減等に備えた「事業継続計画」の策定
- (例2) Web会議システムの導入

※ 接触機会を減らす省力化機械等の例



農業散布用ドローン



野菜苗移植機



発情発見装置



果実等自動選別機



漁船用高機能無線機

「支援機関」が農林漁業者の申請や事業の実施をサポートします。

「支援機関」に指定される予定の機関

- 農協・農業協同組合連合会
- 森林組合・森林組合連合会
- 漁協・漁業協同組合連合会
- 農業経営相談所
- 6次産業化サポートセンター

<スケジュール>

- ★ 申請開始 6月29日
- ★ 一次受付締切 7月29日
- ★ 採択通知 8~9月頃 (予定)
- ★ 実績報告期限 R3年1月末

<問い合わせ先>

株式会社 ニッポ一

- 本社：埼玉県川口市川口 2-13-20
TEL 048-255-0066 FAX 048-253-2793
- 中部営業所：愛知県豊川市諏訪 2-425「ビ・グヒ」3階D号室
TEL 0533-56-8407 FAX 0533-56-8408
- 大阪営業所：大阪府大阪市北区鶴野町 4番3-7 野村梅田 A-223
TEL 06-6375-2201 FAX 06-6375-2205
- 島根営業所：島根県仁多郡奥出雲町下横田 750-1
TEL 0854-52-2478 FAX 0854-52-1142
- 高知営業所：高知県南国市大境甲 2293-1 フローラル赤堤 201号室
TEL 088-855-7481
- 熊本営業所：熊本県熊本市南区八幡 11-1-11 セトル八幡 202号室
TEL 096-273-6233

お客様相談窓口

お電話でのお問合せ

0120-963-166 通話料無料

携帯電話からは 048-255-0066

受付時間 9:00 ~ 17:00 (土・日・祝日は除く)

お問合せ専用メールアドレス

info@nippo-co.com

経営継続補助金 Q&A

Q：事業の取り組みについて

1. 別の国の補助金との重複はできませんが、府県単位の補助金との重複は可能です。
2. 個人農業者が対象。法人常時雇用（外国人実習生含む）20名以下の場合を対象。
3. 主な補助金は「認定農業者」のみですが、今回はその必要はありません。

Q：補助金の内容について

1. 事業は経営継続部分（3/4補助、補助額上限100万円まで。機器導入（機械装置費）、工事費（外注費）と、感染拡大防止部分（上限50万円）があります。弊社からのご提案は機器導入の部分となります。（上記前者のみ）
2. 「消費税課税対象農家」は税別での申請、「消費税の免税・簡易課税農家」は税込みでの申請となります。
3. 機械装置費：事業費（導入にかかる事業費の総額）の3/4（100万円が補助金の上限。→133万円を超えても補助は100万までなので、それ以上は補助率が下がります。）
4. 設置工事費は「外注費」として事業費に含めることができます。
5. 同様の機器の更新（古くなったので買い替え）は対象外です。
6. パソコンはどのような場合でも対象外となります。
7. 都道府県により異なりますが、7月中旬に締切りとなる場合もあります。（→農水省の締め切り7月末）
8. 「3者見積、相見積もり」は必須ではありません。（推奨されてはいるが急ぎ事業のため）
9. 導入、支払いは12/31までに完了すること。（必須）
10. 「生産部会」など複数生産者で申請する場合は、補助金の上限1,000万円（事業費1,333万円の場合）。それを越えても1,000万円しか補助されません。
11. 支援機関（生産者の事業申請を手伝う事務機関）がJAの場合でも、必ずJAを通して購入する必要はありません。
12. 事業費のうち1/6以上（22.2万円以上）は「人と人の接触を避ける生産販売方式」への転換に係る取り組みである必要があります。「自動灌水、自動制御」はすべて「接触を避ける生産方式」に該当します。
13. 補助金は翌2月以降に支払われます。それ以前の概算払い（前払い）はありません。



◀ もっと詳しく知りたい方はこちらへ
補助金事務局特設 WEB サイト
一般社団法人全国農業会議所

問い合わせ先

株式会社 ニッポー

0120-963-166 通話料無料

携帯電話からは 048-255-0066

お問合せ専用メールアドレス

info@nippo-co.com